

**奥州市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 名称

奥州市文化財保存活用地域計画作成支援業務

(2) 目的

本業務は、岩手県文化財保存活用大綱を勘案しつつ、文化財の保存・活用に関して奥州市において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、マスタープラン兼アクションプランとなる計画の作成を目的とする。

(3) 内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限価格及び条件

【提案上限価格】

8,723,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※内訳

令和6年度 3,047,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 5,676,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【提案条件】

本業務による公募型プロポーザル方式の提案期間は、令和8年3月31日までとする。本業務の実施に際しては、令和6年度・令和7年度の債務負担行為を設定しているため、受注者は、債務負担行為設定額を限度額として、発注者と協議の上、令和7年度の事業計画等の変更を可能とする。

(6) 担当課

奥州市教育委員会事務局 歴史遺産課

住所：〒023-1192 岩手県奥州市江刺大通り1番8号

電話：0197-34-1315

FAX：0197-35-7551

E-mail：rekishi@city.oshu.iwate.jp

(7) 日程

ア 公告	令和6年4月24日（水）
イ 参加表明書募集期間	公告の日から令和6年5月15日（水）午後5時まで
ウ 参加資格審査結果通知	令和6年5月17日（金）以降
エ 質疑書受付期限	令和6年5月24日（金）午後5時まで
オ 質疑書の回答	令和6年5月29日（水）
カ 企画提案書提出期限	令和6年6月5日（水）午後5時まで
キ 審査委員会	令和6年6月6日（木）以降
ク 結果通知	令和6年6月10日（月）以降

2 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たす法人又は団体とします。

(1) 法人及びその他の団体又はその代表者が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- ア 奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）及び奥州市物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第5号）に基づく指名停止措置を受けている者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ウ 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）第3条の規定に該当する者
- エ 前3号に掲げるもののほか、受注者として不適当であると認められる者

3 募集内容

本公募型プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出して下さい。募集期間内に参加申込書を提出しない場合、企画提案書を提出することができません。

(1) 募集方法

奥州市ホームページを通じて募集する。

(2) 募集期間

公告の日から令和6年5月15日（水）（日曜日、土曜日及び祝日は除く。午前8時30分から午後5時まで）

(3) 参加申込方法

募集期間内に、下記（4）の提出書類を1（6）の担当課へ持参又は郵送して下さい。郵送の場合は、募集期限までに担当課に到着したものに限り、また、郵送で提出した場合は、電話又はメールにより到着したことを確認して下さい。

(4) 提出書類

以下の各号の書類を全て提出して下さい。

- ア プロポーザル参加表明書（様式1） 1部
- イ 参加資格確認書類 以下の各号を各1部
 - （ア）法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - （イ）商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - （ウ）商号登記していない個人にあつては、身分証明書
 - （エ）財務諸表（任意様式。2ヵ年分）
 - （オ）暴力団関係者に該当しない旨の誓約書（様式2）
- ウ 納税証明書 1部
消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額がないことの証明書。また市内に本店又は営業所を有する者は、市税の未納がないことの証明書も提出。
- エ 会社等組織図及び概要書（任意様式） 1部
- オ 業務実施体制書（様式3） 1部

カ 業務実績書（様式4） 1部

過去5年以内に、国又は地方自治体において、文化財保存活用地域計画又はこれに類する文化財の計画作成業務を受託、履行した実績を記載して下さい。

(5) 参加資格の審査方法

参加資格については、提出された参加表明書、参加資格確認書類、納税証明書、会社等組織図及び概要書、業務実施体制書、業務実績書に基づき審査します。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、審査後、速やかに全ての申請者に通知します。

(7) 説明会

開催しません。

4 企画提案書の作成・提出方法

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた者は、下記により企画提案書を作成し、提出期限までに提出して下さい。

(1) 企画提案書の様式

企画提案書は、以下の構成、様式とします。

ア 企画提案書表紙（様式5）

イ 企画提案書本文（任意様式。A4縦版、左綴じとし、A3版の資料を挿入する場合は、A4版に折り込んで下さい。）

ウ 参考見積書（様式5-1）

(2) 記載項目

企画提案書は、下記の事項について、仕様書に基づき記載して下さい。

ア 文化財保存活用地域計画作成における基本的な考え方

イ 本業務の目的を達するための具体的な実施方法

ウ その他本業務の目的を達するために有効な事例・提案

エ 工程計画

オ 業務実施体制（参加申込時に提出の様式3の写しで可）

カ 業務実績（参加申込時に提出の様式4の写しで可）

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

(4) 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時まで

(5) 提出方法

提出期限までに、1（6）の担当課へ持参又は郵送して下さい。郵送の場合は、提出期限までに担当課に到着したものに限り、郵送で提出した場合は、電子メールにより到着したことを確認して下さい。

5 質疑・回答

(1) 質疑書の様式

質疑書（様式6）

(2) 提出方法

電子メールに質疑書を添付し、1 (6) の担当課のメールアドレスへ送信して下さい。電子メールを送付した後は、電話にて受信を確認して下さい。

(3) 提出期限

令和6年5月24日(金)午後5時まで

(4) 質疑に対する回答方法

実施要領及び仕様書に対する質疑の回答は、令和6年5月29日(水)までに、本市ホームページに掲載します。参加資格に関する質疑については、個別に回答します。

6 審査方法

(1) 企画提案書の審査方法

企画提案書の審査は、本市が定める委員により組織された「文化財保存活用地域計画作成支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)」が、企画提案書の内容を別表1の審査項目及び審査基準に基づき採点し、下記の選定順により受託候補者を決定します。なお、最も高い合計点を得た者であっても、合計点が100点中60点に満たない場合は、受託候補者にはなれません。

ア 審査委員の採点の合計点が最高点の者

イ アにより決しない場合、審査項目「2 本業務の目的を達するための具体的な実施方法」の合計点が最も高い者

ウ イが複数の場合は、審査委員の議決より決定する

(2) 審査項目及び審査基準

(別表1) 審査項目及び審査基準表のとおり

(3) ヒアリング、プレゼンテーション

行いません。

7 審査結果の通知

(1) 通知方法

審査の結果は、提案書提出者に通知するとともに、本市ホームページに掲載します。

(2) 通知時期

令和6年6月10日(月)以降

(3) 審査結果の公開

審査結果については、下記の事項を本市ホームページにて公表します。

ア 業務等名称

イ 選定した候補者の名称及び所在地

ウ 参加者の名称(五十音順に記載)

エ 参加者の得点(得点は点数順に記載。ただし参加者が2社の場合、次点者の得点は公表しません。)

オ 担当課の名称

8 契約締結について

(1) 契約締結の有無

審査により選定した受託候補者を優先契約交渉者として交渉を行い、業務に係る仕様を確定した上で、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約により契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、優先契約交渉者と本市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、審査により決定した受託候補者が辞退した場合、もしくは資格要件を満たさなくなった場合は、次点者と契約に向けた協議を行うこととします。

(2) 契約締結時期

契約交渉者と市の協議が整い次第、速やかに契約を締結します。

9 本プロポーザル参加に関する注意事項

(1) 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要領に違反すると認められる場合
- オ その他市があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。

(3) 複数提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出はできません。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、原則認めません。

(5) 返却等

提出書類は、返却しません。

(6) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。

(7) その他

- ア プロポーザル参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書が提出されない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、奥州市情報公開条例（平成 18 年奥州市条例第 17 号）に基づく情報公開請求の対象となります。なお、提出された書類の取扱いについては開示を原則とします。非開示を求める部分がある場合には具体的な理由を明記した文書を提出して下さい。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、直ちに担当課へ電話で連絡のうえ、令和 6 年

6月3日（月）までに辞退届（様式7）を担当課へ提出して下さい。

オ 参加者が、参加表明書提出日から契約の日までの期間内に、本市の入札参加の資格制限又は指名停止処分を受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。